**質　問　書**

**平成29年5月22日**

**船橋市長　殿**

**一般社団法人　全民救患者搬送協会**

**理事長　小谷哲司**

**会　長　野口良一**

**西日本支局長　中村敏和**

**東日本支局長　香取順一**

**取りまとめ質問書提出者**

**千葉県船橋市習志野台8-41-10**

**千葉寝台自動車株式会社**

**代表取締役　太田貴士**

**本協会は、平成17年4月、医療特化型患者搬送サービス(医療搬送サービス)を提供する民間の事業者団体であった、「全国民間救急サービス事業者連合会」を前身に、平成24年4月、「一般社団法人 全民救 患者搬送協会」として発足した団体です。**

**主として消防救急対応外の医療処置継続管理を必要とする傷病者の搬送に際し、それらを行うに足りる相応の資器材を搭載した患者輸送車に、必要に応じ医師又は医師の指示を受けた看護師等が乗務し、病院間等の搬送を業として提供しているのが「医療搬送サービス」です。**

**この事業は、運輸局の患者等輸送事業免許を受け、昭和後期から「民間救急サービス」の俗称を用い、消防救急対応外の多様な移送ニーズに応じ、救命を主眼とする消防救急活動の補完的役割をも担い、救急車適正利用の受け皿となり、命のリレーを業とし、社会の利益に資する業界として関係諸機関及び利用者から高い評価を受けています。**

**船橋市消防局において試行運用を開始した、「転院搬送に特化した救急隊」に関する質問**

**その1、**

**救急需要対策に関する検討会、救急業務のあり方に関する検討会、救急業務における民間活用に関する検討会が開催されてきたが、それらの議事録に「転院特化型救急車」についての記述はありません。**

**横浜市等においては転院搬送ガイドラインを早々に作成し、民間活用の導入をも含め積極的に実施していますが、民間活用に関する議論はどの程度行われたのか、回答を求めます。**

**その2、**

**平成29年第一回定例会予算特別委員会のネット上動画及び同議事録を拝見する限り、昨今論じられている救急車の有料化等々の最中、市民の血税を使い整合性に欠けた当該事業を、県の助言を待つことなく試行開始に至った、拙速とも解される理由について、回答を求めます。**

**その3、**

**28年3月31日　消防救第34号・医政発0331第48号、各都道府県知事宛（消防防災主管部局、衛生主管部局扱い）「転院搬送における救急車の適正利用の推進について、県が記したガイドラインを参考に、消防・医師会・医療機関等関係機関で合意形成を行い、そのルールを定めること」に関し、船橋市は政令指定都市であることや、「本通知は国からの技術的助言であり、法的拘束力があるものではない」との見解をも示していますが、この件についての回答を求めます。**

**平成元年、消防救116号、民間患者等指導基準も同様に法的拘束力はありませんが、民間人である全国の協会員及び同事業者は、懸命な努力をもってこれらを遵守していることを付け加えます。**

**その4、**

**転院搬送とは、「病院内で処置をした傷病者が急変等又は必要な検査機器がない等により、他の専門的治療や緊急に検査が必要な場合の病院間の転院であります」と記してありますが、救命を主眼とし緊急を必要とする病院間搬送であれば、現行の救急搬送の範疇とされています。では、輻輳状態の緩和を理由に転院特化型救急車が対象とする傷病者の定義について具体的な回答を求めます。**

**その5、**

**表題の転院特化型救急車の本格運用を強引にも推し進めるのであれば、救急車そのものの定義の変更が必要となりますが、この件についての回答を求めます。**

**その6、**

**平成29年第一回定例会予算特別委員会議事録に、「三次救急病院である医療センターのベッドは満床にせず、二次救急又は他の医療機関等への転院搬送を行うことでベッドを空けましょうといったような実態の地域実情がございます。」と記してありますが、これらの大半は下り搬送として扱われるもの、いわゆる緊急性に乏しい傷病者の搬送であり、消防救急対応外傷病者として全国的に民間の医療搬送車が対応しています。要するに、緊急を必要としない転院搬送を消防救急が行うということが問題とされているのですが、この件についての回答を求めます。**

**その7、**

**転院特化型救急隊が搬送先とする医療機関には千葉県外も含まれるのか、回答**

**を求めます。**

**緊急性があり救命を主眼とする転院搬送であれば、救急業務しとして既存の対応で何ら問題なく行えます。問題なのは、救急車の適正利用や輻輳状態の緩和等々の理由をつけ、予備車を目的外に利用し、公務員の再任用を容易に実施できる環境を拙速にも整えた事業であるとしか民間人には解釈できません。また、民間活用を推し進めている我が国の気運に正に逆行する手法に対し、民間の患者搬送団体として憤りを感じます。**

**「救急有資格者の運用と再任用職員を活用した事業」とするならば、営業許可を取得し民間人として自己資金による転院特化型搬送業務を行えばよいことであり、利用料金を無償とし血税を投入するとは如何なものでしょうか。我々民間の医療特化型患者搬送事業は、30年余の長きに渡る環境整備により、ようやく確固たる地位を得ることが出来たのです。全国の各事業者は税金を納め懸命な努力の基現在の姿に至っていることを認識して頂きたく最後に申し添えます。**